

2015年 輸出統計品目表新旧対照表

新 (2015年)				旧 (2014年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
15.21		植物性ろう (トリグリセリドを除く。)、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう (精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。)			15.21		植物性ろう (トリグリセリドを除く。)、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう (精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。)		
1521.10	000	0 ー植物性ろう		KG	1521.10	000	0 ー植物性ろう		KG
1521.90	000	4 ーその他のもの (削 除) (削 除)		KG	1521.90		ーその他のもの		
						100	6 ー鯨ろう		KG
						900	1 ーその他のもの		KG
21.03		ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード			21.03		ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード		
2103.10		(省 略)			2103.10		(同 左)		
2103.30					2103.30				
2103.90		ーその他のもの			2103.90		ーその他のもの		
	100	4 ー味噌		KG		100	4 ー味噌		KG
	200	6 ーインスタントカレーその他のカ レー調製品		KG			(新 規)		
	900	6 ーその他のもの		KG		900	6 ーその他のもの		KG
39.15		プラスチックのくず			39.15		プラスチックのくず		
3915.10	000	0 ーエチレンの重合体のもの		KG	3915.10	000	0 ーエチレンの重合体のもの		KG
3915.20	000	4 ースチレンの重合体のもの		KG	3915.20	000	4 ースチレンの重合体のもの		KG
3915.30	000	1 ー塩化ビニルの重合体のもの		KG	3915.30	000	1 ー塩化ビニルの重合体のもの		KG
3915.90		ーその他のプラスチックのもの ーポリ(エチレンテレフタレート) のもの			3915.90		ーその他のプラスチックのもの ーポリ(エチレンテレフタレート) のもの		
	110	2 ーフレック状のもの		KG			(新 規)		
	190	5 ーその他のもの		KG			(新 規)		
	200	1 ープロピレンの重合体のもの		KG			(新 規)		
	900	1 ーその他のもの		KG		900	1 ーその他のもの		KG
72.04		鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用の インゴット			72.04		鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用の インゴット		
7204.10		(省 略)			7204.10		(同 左)		
7204.30					7204.30				
7204.41	000	6 ー一切削くず及び打抜きくず(束ね てあるかないかを問わない。)		KG	7204.41	000	6 ー一切削くず及び打抜きくず(束ね てあるかないかを問わない。)		KG
7204.49		ーその他のもの			7204.49		ーその他のもの		
	100	0 ーヘビーくず		KG		100	0 ーヘビーくず		KG
	200	2 ーシュレッダーくず		KG			(新 規)		
	900	2 ーその他のもの		KG		900	2 ーその他のもの		KG
7204.50		(省 略)			7204.50		(同 左)		
76.02					76.02				
7602.00		アルミニウムのくず			7602.00	000	0 アルミニウムのくず		KG
	100	2 ーアルミ缶のもの		KG			(新 規)		

新 (2015年)				旧 (2014年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
83.08	900	4		<u>KG</u>	83.08		(新規) 卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイ、アイレットその他これらに類する物品(衣類、履物、日よけ、ハンドバッグ、旅行用具その他の製品に使用する種類のものに限る。)、管リベット、ふたまたリベット、ビーズ及びスパンゲル		
8308.10 }			(省略)		8308.10 }		(同左)		
8308.20					8308.20				
8308.90	000	3	—その他のもの(部分品を含む。) (削除) (削除)	<u>KG</u>	8308.90		—その他のもの(部分品を含む。)	<u>DZ</u>	<u>KG</u>
						100	—バックル		<u>KG</u>
						900	—その他のもの		<u>KG</u>
84.50			家庭用又は営業用の洗濯機(脱水機兼用のものを含む。) —洗濯機(1回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で10キログラム以下のものに限る。)		84.50		家庭用又は営業用の洗濯機(脱水機兼用のものを含む。) —洗濯機(1回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で10キログラム以下のものに限る。)		
8450.11			—全自動のもの		8450.11		—全自動のもの		
	100	3	—小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。)	NO	100	3	—小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。)		NO
	900	5	—その他のもの	NO	900	5	—その他のもの		NO
8450.12	000	0	—その他のもの(遠心式脱水機を自蔵するものに限る。) (削除)	<u>NO</u>	8450.12		—その他のもの(遠心式脱水機を自蔵するものに限る。)		
			(削除)			100	—小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。)		<u>NO</u>
			(削除)			900	—その他のもの		<u>NO</u>
8450.19	000	0	—その他のもの (削除)	<u>NO</u>	8450.19		—その他のもの		<u>NO</u>
			(削除)			100	—小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。)		<u>NO</u>
			(削除)			900	—その他のもの		<u>NO</u>
8450.20	000	6	—洗濯機(1回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で10キログラムを超えるものに限る。)	NO	8450.20	000	6	—洗濯機(1回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で10キログラムを超えるものに限る。)	NO
8450.90	000	6	—部分品	KG	8450.90	000	6	—部分品	KG
85.23			ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体(記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第37類の物品を除く。) —磁気媒体		85.23		ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体(記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第37類の物品を除く。) —磁気媒体		
8523.21	000	6	—カード(磁気ストライプを有するもの)	NO	8523.21	000	6	—カード(磁気ストライプを有するもの)	NO
8523.29	000	5	—その他のもの	<u>NO</u>	8523.29	000	5	—その他のもの	<u>NO</u>
8523.41 }			(省略)		8523.41 }		(同左)		<u>KG</u> (I.C.)
8523.49					8523.49				

新 (2015年)				旧 (2014年)							
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位			
			I	II				I	II		
8523.51	000	4	—半導体媒体 —不揮発性半導体記憶装置		NO	8523.51	000	4	—半導体媒体 —不揮発性半導体記憶装置	NO	KG (I.C.)
8523.52	100	5	—スマートカード —プロキシミティカード及びプロキシミティタグ		NO	8523.52	100	5	—スマートカード —プロキシミティカード及びプロキシミティタグ		NO
8523.59	000	3	—その他のもの —その他のもの		NO	8523.59	000	3	—その他のもの —その他のもの	NO	KG (I.C.)
8523.80	000	3	—その他のもの		NO	8523.80	000	3	—その他のもの	NO	KG (I.C.)
85.28			モニター及びプロジェクター(テレビジョン受像機器を有しないものに限る。)並びにテレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)			85.28			モニター及びビデオプロジェクター(テレビジョン受像機器を有しないものに限る。)並びにテレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)		
8528.41	000	4	—陰極線管モニター —第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの (削除)		NO	8528.41	100	6	—陰極線管モニター —第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの —小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。)		NO
8528.49	000	3	—その他のもの (削除)		NO	8528.49	900	1	—その他のもの		NO
8528.51			(削除)			8528.51	100	5	—小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。)		NO
8528.69			(省略)			8528.69	900	0	—その他のもの		NO
8528.71	000	2	—テレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)			8528.71	000	2	—テレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)		
8528.72			—ビデオディスプレイ又はスクリーンを自蔵するよう設計されていないもの		NO	8528.72			—ビデオディスプレイ又はスクリーンを自蔵するよう設計されていないもの		NO
	110	6	—その他のもの(カラーのものに限る。)				110	6	—その他のもの(カラーのものに限る。)		
	190	2	—液晶式のもの —小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。)		NO		190	2	—液晶式のもの —小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。)		NO
	210	1	—その他のもの —プラズマ式のもの —小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。)		NO		210	1	—その他のもの —プラズマ式のもの —小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。)		NO
	290	4	—その他のもの		NO		290	4	—その他のもの		NO
	900	5	—その他のもの		NO		900	5	—その他のもの		NO

新 (2015年)					旧 (2014年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		
			I	II				I	II	
8528.73	000	0	(削 除)		8528.73		910 1	----	小売用の包装にしたもの (使用されたものを除く。)	NO
			(削 除)				990 4	----	その他のもの	NO
			—その他のもの(モノクロームの ものに限る。)	NO			100 2	----	小売用の包装にしたもの(使 用されたものを除く。)	NO
			(削 除)				900 4	----	その他のもの	NO
87.01			トラクター(第87.09項のトラクター を除く。)		87.01			トラクター(第87.09項のトラクター を除く。)		
8701.10 }			(省 略)		8701.10 }			(省 略)		
8701.30 8701.90			—その他のもの —農業用のもの		8701.30 8701.90			—その他のもの —農業用のもの		
	200	5	----中古のもの	NO	KG			(新 規) (新 規)		
	310	3	----公称馬力が30馬力未満の もの	NO	KG	110	6	----公称馬力が30馬力未満のも の	NO	KG
	320	6	----公称馬力が30馬力以上50 馬力未満のもの	NO	KG	120	2	----公称馬力が30馬力以上50馬 力未満のもの	NO	KG
	330	2	----公称馬力が50馬力以上の もの	NO	KG	130	5	----公称馬力が50馬力以上のも の	NO	KG
	900	5	----その他のもの	NO	KG	900	5	----その他のもの	NO	KG
90.06			写真機(映画用撮影機を除く。)並 びに写真用のせん光器具及びせん光 電球(第85.39項の放電管を除く。)		90.06			写真機(映画用撮影機を除く。)並 びに写真用のせん光器具及びせん光 電球(第85.39項の放電管を除く。)		
9006.10 }			(省 略)		9006.10 }			(同 左)		
9006.40			—その他の写真機		9006.40			—その他の写真機		
9006.51	000	4	----眼レフレックスのもの(幅が 35ミリメートル以下のロール フィルムを使用するものに限 る。)	NO	9006.51	000	4	----眼レフレックスのもの(幅が 35ミリメートル以下のロール フィルムを使用するものに限 る。)	NO	
9006.52	000	3	----その他のもの(幅が35ミリメ ートル未満のロールフィルムを 使用するものに限る。)	NO	9006.52			----その他のもの(幅が35ミリメ ートル未満のロールフィルムを 使用するものに限る。)		
			(削 除)					100 5	----フィルムを交換する機能を有 しないもの(幅が24ミリメ ートルのロールフィルムを使用 するものに限る。)	NO
9006.53 }			(省 略)		9006.53 }			900 0	----その他のもの	NO
9006.99					9006.99				(同 左)	